

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年1月28日

2. 認定事業適応事業者の名称

サントリープロダクツ株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

開始時期：令和4年1月

終了時期：令和6年12月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画では、温室効果ガス排出量削減に関して国際的にも動きが加速している中で、弊社においても2030年目標を掲げ、これまで以上に製品製造時のCO₂排出量を削減しながら付加価値向上と環境負荷低減を両立する活動に取り組んでいくこととしている。

令和5年度においては、多摩川工場で高効率ボイラーの導入を実施した。また、計画初年度期中より購入している電力量のすべてを再生可能エネルギー由来の電力量に切り替えており、電力量使用に伴うCO₂排出量はゼロとなっている。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

計画2年目である令和5年度は、多摩川工場において高効率のボイラーシステムを導入し、炭素生産性が3.3%向上した。

また、計画初年度期中より購入している電力量を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えており、消費電力に起因して発生するCO₂発生量が改善されている。

これらにより我が社全体の炭素生産性は77.2%向上し、当初見込みの24.8%を上回った。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、令和5年度は経常収支比率が127.5%となった。

（4）実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

令和5年度においては、親会社であるサントリー食品インターナショナル（株）からの借入により、事業適応計画に記載した資産の一部を取得し、（2）の記載の通り、炭素生産性が向上した。また、取得した資産に対し、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受けた。